

## 地域医療介護総合確保基金に係る事業提案の募集について (令和9年度事業分)

### 1 地域医療介護総合確保基金の概要

平成26年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」において、団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望し、医療介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度が創設されました。

この制度では、県に消費税増収分を財源とする基金（地域医療介護総合確保基金。以下「基金」という）を設置するとともに、県は地域の実情に応じて県計画を作成し、基金を活用して医療及び介護の総合的な確保に取り組むこととされています。

### 2 提案募集の主旨

基金の活用にあたっては、毎年度「千葉県計画」を策定し、計画に基づき事業を実施します。

この度、令和9年度千葉県計画の策定にあたり、事業提案を募集いたします。

事業提案については、下記の2点について御留意願います。

- (1) 別添1「事業例（国の標準事業例）一覧（医療分）」及び別添2「事業例一覧（介護人材確保分）（令和7年度）」を参考に事業を提案すること。
- (2) 新規の事業提案を求めているため、別添3「令和8年度に実施する事業一覧（予定）」として既に実施を予定されているものは原則提案の必要はないこと。

### 3 対象事業等

#### (1) 対象事業

国で定めた「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」に即した以下の項目に該当する事業を対象とします。

利用者の視点に立って切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築していくことを目標に、以下の対象事業に合致する事業について御提案をいただきますようお願いいたします。

- ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- イ 居宅等における医療の提供に関する事業
- ウ 医療従事者の確保に関する事業
- エ 介護従事者の確保に関する事業

対象事業の詳細については、別添1「事業例（国の標準事業例）一覧（医療分）」及び別添2「事業例一覧（介護人材確保分）（令和7年度）」を参照してください。

※基金の対象事業である「介護施設等の整備に関する事業」及び「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」については、以下の理由から事業提案の募集は行わないこととします。

○「介護施設等の整備に関する事業」

市町村が事業見込量を取りまとめた上で、県宛てに提出することとなりますので、令和9年度以降整備を予定する事業者におかれましては、当該市町村宛て御連絡願います。

○「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」

地域医療介護総合確保基金管理運営要領により、対象となる事業内容が限定されているため。

(2) (1)のうちア、イ、ウの医療分野については、国から標準事業例及び標準単価が示されており(別添1「事業例(国の標準事業例)一覧(医療分)」参照)、原則としてこの標準事業例に該当する事業を御提案ください。

これに該当しない事業を御提案する場合は、基金事業として適当とされる理由書の作成をお願いいたします。

(3) (1)のうちエについては、別添2「事業例一覧(介護人材確保分)(令和7年度)」を参照のうえ、御提案をお願いいたします。

#### 4 提出期限

令和8年6月30日(火)必着

#### 5 提出方法

別紙様式「地域医療介護総合確保基金の活用に係る事業提案書(令和9年度事業分)」に記載の上、電子メールにより御提出ください。

※関係資料及び回答様式は千葉県ホームページに掲載しています。

#### 6 留意事項

(1) 対象とならない事業

医療・介護サービスの提供体制の改革と関連がないものや、診療報酬や介護報酬、その他の補助金で措置されているものは、原則対象外です。

また、別添3「令和8年度に実施する事業一覧(予定)」に掲載されている既存事業については、事業提案いただく必要はありません。

在宅医療と介護の連携に関する事業については、内容によっては市町村が実施する介護保険法の地域支援事業(在宅医療・介護連携推進事業)に該当することから、基金事業に該当しないことがありますので、提案に当たっては所在市町村等と御相談いただくようお願いいたします。

(2) 事業者負担

特定の事業者の資産形成につながる事業については、必ず事業者負担を求めます。

(3) 調達方法

事業実施にあたり、調達を行う場合には、一般競争入札を原則とします。

## 7 提案書の取扱い

御提案いただきました事業を参考に、「地域の医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する千葉県計画」を策定いたします。

なお、今回の募集はあくまで計画策定の参考とするものであり、県において計画を策定、国から交付金を交付された後、事業を実施します。

そのため、御提案いただいた事業が計画に採用されたとしても、事業の実施をお約束するものではありませんので、御注意ください。

## 8 令和9年度計画に係るスケジュール（予定）

令和8年6月30日	各関係団体等からの事業提案（締切）
令和8年7月以降	提案事業について必要に応じヒアリングを実施

## 9 提出先・問合せ先

千葉県健康福祉部 健康福祉政策課 政策室

担当 塩田

電話 043-223-2609 FAX 043-222-9023

メール khseisaku@mz.pref.chiba.lg.jp